

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

2026/1/26

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳関連事務
②事務の概要	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「精神保健福祉法法」)第45条等の規定に基づき、精神障害者の方の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障害の状態にある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の交付等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。(1)手帳の交付申請、更新申請等に対する手帳の交付決定(却下)及び障害等級の決定のための審査・照会、(2)決定後の手帳の交付(再交付)、(3)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備、(4)氏名・居住地の変更の届出の受理、(5)手帳の返還 上記事務に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表二十二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十四、十八、二十、三十七、四十二、四十四、四十八、四十九、五十三、七十五、七十六、七十七、八十、八十一、百十三、百二十四、百二十五、百二十七、百四十一、百四十四、百五十五、百六十一、百六十三 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十一
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244
	【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455
	東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300
	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322
	東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500
	中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111
	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210
	大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121
	南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111
	西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331
	南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211
	愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 0895-72-1145

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課精神保健係 089-912-2403
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・原則として申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・やむを得ず住基ネットによりマイナンバーを取得する場合は、4情報による照会を原則としている。 ・マイナンバーを業務システム等へ登録する際は、複数人での確認を行っている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

端末の適切な管理のほか、ユーザー認証による管理等を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	I 7 請求先 愛南土木事務所用地管理課住所	愛媛県南宇和郡愛南町御莊平城3048	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成29年12月1日	II 1 計数時点	平成27年4月1日	平成29年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成29年12月1日	II 2 計数時点	平成27年4月1日	平成29年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	I 7 請求先 西予土木事務所事業管理課住所	愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	I 5-②	課長 竹内 豊	課長	事後	30市第237号 特定個人情報保護評価指針の一部を変更
平成31年2月1日	IV	—	項目新規追加	事後	30市第237号 特定個人情報保護評価指針の一部を変更
令和2年3月31日	I 7 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月31日	II 1 計数時点	平成29年12月1日	平成31年3月31日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月31日	II 2 計数時点	平成29年12月1日	令和2年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年9月1日	I 7 請求先	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき評価
令和2年9月1日	I 7 請求先	西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき評価
令和4年3月31日	I 4-②	番号法第19条第7号 別表第二の25の項	番号法第19条第8号 別表第二の25の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和4年3月31日	I 4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和4年3月31日	II 1 計数時点	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和4年3月31日	II 2 計数時点	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和4年3月31日	I 7 請求先	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月31日	II 1 計数時点	令和4年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月31日	II 2 計数時点	令和4年3月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第6号から第12号まで	番号法別表二十二	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I 4 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条1、3、4号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第28条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条、第30条、第31条4号、第42条、第53条1、2、3号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条1、2、3号	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十一 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十四、十八、二十一、三十七、四十一、四十二、四十八、四十九、五十三、七十五、七十六、七十七、八十、八十一、百八、百十三、百二十四、百二十五、百四十一、百四十四、百五十五、百六十一、百六十三	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II 1 計数時点	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II 2 計数時点	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	8 人手を介在させる作業		・原則として申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・やむを得ず住基ネットによりマイナンバーを取得する場合は、4情報による照会を原則としている。 ・マイナンバーを業務システム等へ登録する際は、複数人での確認を行っている。	事後	様式変更のため
令和7年2月28日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		端末の適切な管理のほか、ユーザー認証による管理等を行っている。	事後	様式変更のため
令和7年12月1日	II 1 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき再評価を行ったため。
令和7年12月1日	II 2 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき再評価を行ったため。